

議案第10号

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方自治法の一部改正を踏まえ，会計年度任用職員の勤勉手当について定めるとともに，会計年度任用職員の報酬の上限額を改めるほか，所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「，費用弁償及び期末手当」を「等」に改める。

第1条中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条第2項中「2，970円」を「3，000円」に改める。

第7条第2項中「1箇月当たりの額」を「1箇月当たりの額（以下「報酬月額」という。）」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改め，同条を第10条とする。

第8条中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改め，同条を第9条とし，第7条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第8条 勤勉手当は，基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員で規則で定めるものに対して，基準日以前における直近のその者の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じ，それぞれ基準日から起算して，30日を超えない範囲内において市長の定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し，又は死亡した会計年度任用職員で規則で定めるものについても，また同様とする。

2 勤勉手当の額は，前項の会計年度任用職員がそれぞれ基準日（退職し，又は死亡した会計年度任用職員にあっては，退職し，又は死亡した日。以

下この項において同じ。) 現在において受けるべき報酬月額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の基準日現在において受けるべき報酬月額に調布市職員の給与に関する条例第17条第1項の規定により勤勉手当が支給される職員(同条例第9条第2項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等及び同条例第17条第3項各号に掲げる職員を除く。)に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、一般職の職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市非常勤職員の報酬等に関する条例第3条の規定は、令和6年4月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。